

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金及び
令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金
の差押禁止等について（周知）

計4枚（本紙を除く）

Vol.1250

令和6年4月9日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164、2260）
FAX：03-3503-2167

事 務 連 絡
令和 6 年 4 月 9 日

都道府県介護保険主管部（局）
市区町村

厚生労働省老健局介護保険計画課

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金及び
令和 6 年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金の差押禁止等について（周知）

平素より介護保険制度の円滑な運営に格段の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、石川県より、石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金（珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町及び七尾市が対象）及び令和 6 年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金（石川県内全域が対象）が支給されることとなりました。

また、これらの給付金の差押を禁止する等を規定する法律「令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和 6 年法律第 13 号）」が 4 月 5 日に公布、施行されました。その主な内容は、別添のとおりですので、内容を御了知いただくとともに、関係団体への周知等について、特段の御配慮をお願いいたします。

（参考 1）石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金概要（石川県ウェブサイト）
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/aratanakyuuhukin.html>

（参考 2）令和 6 年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金概要（石川県ウェブサイト）
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/r6rishijosei.html>

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金 に係る差押禁止等に関する法律 概要

趣 旨

令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなった者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めるものとする。

一 差押禁止等の対象

● 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金

令和6年能登半島地震災害により住宅に被害を受けた世帯の住宅再建支援等の観点から支給される給付金であって、それらがあいまって被災世帯に必要な支援を確保し、当該災害により被害を受けた地域のコミュニティの再生を図り、地域福祉の向上に資するものとして石川県から支給される次のもの

- 1 地域福祉推進支援臨時特例交付金その他高齢者等のいる世帯等に対して給付金を支給することを目的とする国の交付金として厚生労働省令で定めるものを主たる財源として支給される給付金
- 2 1の給付金の支給を受けていない世帯の住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして支給される給付金として厚生労働省令で定めるもの

二 差押禁止等

- 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることを禁止すること。
- 令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金として支給を受けた金銭について差し押さえることを禁止すること。

三 施行期日等

- この法律は、公布の日から施行すること。
- 施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和6年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金についても適用すること（ただし、施行前の差押え等は有効）。

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（一三）

〔省令〕

○令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則（厚生労働七七）

本号で公布された 法令のあらまし

◇令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（法律第一三三）（厚生労働省）

1 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等

(一) 趣旨
この法律は、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなつた者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めるものとする。と（第一条関係）

(二) 定義

この法律において「令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金」とは、令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害により住宅に被害を受けた世帯（以下「被災世帯」という。）の住宅の再建の支援等の観点から支給される給付金であつて、それらがあいまつて被災世帯に必要な支援を確保し、当該災害により被害を受けた地域のコミュニティの再生を図り、当該地域における社会福祉の向上に資するものとして石川県から支給される次に掲げるものをいうこととした。（第二条関係）

(1) 令和六年三月一日に閣議において決定された令和五年度一般会計予備費の使用に基づく地域福祉推進支援臨時特例交付金その他高齢者若しくは障害者がいる世帯又は住宅の建設、購入若しくは補修のための借入金の借入れを受け若しくは返済を行うことが容易でない世帯に対して給付金を支給することを目的として国が交付する交付金として厚生労働省令で定めるものを主たる財源として支給される給付金

(2) (1)に掲げる給付金の支給を受けていない世帯の住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして支給される給付金として厚生労働省令で定めるもの

(三) 権利の差押え等の禁止

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第三条第一項関係）

(四) 金銭等の差押えの禁止

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこととした。（第三条第二項関係）

2

(一) 経過措置

この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなつた令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金（一の(1)の地域福祉推進支援臨時特例交付金に係るもの及び一の(2)に掲げるものに限る。）についても適用することとした。

(二) 施行期日

この法律は、公布の日から施行することとした。

法律

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和六年四月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第十三号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金について、その支給を受けることとなつた者が自らこれを使用することができるよう、その差押禁止等について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金」とは、令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害により住宅に被害を受けた世帯（以下この条において「被災世帯」という。）の住宅の再建の支援等の観点から支給される給付金であつて、それらがあいまつて被災世帯に必要な支援を確保し、当該災害により被害を受けた地域のコミュニティの再生を図り、当該地域における社会福祉の向上に資するものとして石川県から支給される次に掲げるものをいう。

一 令和六年三月一日に閣議において決定された令和五年度一般会計予備費の使用に基づく地域福祉推進支援臨時特例交付金その他高齢者若しくは障害者がいる世帯又は住宅の建設、購入若しくは補修のための借入金の借入れを受け若しくは返済を行うことが容易でない世帯に対して給付金を支給することを目的として国が交付する交付金として厚生労働省令で定めるものを主たる財源として支給される給付金

二 前号に掲げる給付金の支給を受けていない世帯の住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして支給される給付金として厚生労働省令で定めるもの（差押禁止等）

第三条 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金（第二条第一号の地域福祉推進支援臨時特例交付金に係るもの及び同条第二号に掲げるものに限る。）についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

法務大臣 小泉 龍司
厚生労働大臣 武見 敬三
内閣総理大臣 岸田 文雄

省 令

○厚生労働省令第七十七号

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和六年法律第十三号）第二条第二号の規定に基づき、令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則を次のように定める。

令和六年四月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

令和六年能登半島地震災害に係る住宅再建支援等給付金に係る差押禁止等に関する法律第二条第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、令和六年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金（令和六年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害の影響に鑑み、当該災害により住宅に被害を受けた世帯の住宅の再建の支援等の観

点から、住宅の建設、購入又は補修のための借入金の利息の支払に充てるものとして、令和五年度石川県一般会計補正予算に基づき石川県から支給される給付金をいう。以下同じ。）とする。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令は、この省令の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和六年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金についても適用する。ただし、この省令の施行前に生じた効力を妨げない。